



山形県公報

平成30年2月28日(水)

号 外 (2)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第146号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド(通称名Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F)及びその塩類
- (4) N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名4-MMA-NBOMe)及びその塩類
- (5) 1-(3, 5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3C-P)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成30年3月1日

平成30年2月28日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成30年2月28日発行 発行人 山 形 県